

# 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第18回）

日時：令和2年9月25日（金）10:00～  
場所：大会議室

## 1 開会

## 2 議題

（1）国・県・市の対応状況について（事務局）

（2）感染症拡大防止について【改定案】（事務局）

（3）今後の各種事業の取組について

①インフルエンザ予防接種について（こども保健部）

②観光事業及び公共施設の利用等について（産業文化部）

『マスク越しのおもてなし！津山COME ON!キャンペーン』

『津山の魅力再発見！教育旅行助成事業』

『MICE誘致促進事業』

『津山市スポーツ大会・合宿誘致事業』

（4）報告事項

①特別定額給付金給付状況について（環境福祉部）

②商工観光関係の取組について（産業文化部）

（5）その他

## 3 閉会

## 津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 讓	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	粟野 道夫	

**【関係機関】**

津山中央病院 総合内科・感染症内科 特任部長	藤田 浩二	
---------------------------	-------	--

**【事務局】**

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主幹	安本 勝博	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任	浦上 雅彦	
健康増進課主任	樋口 夕季	
健康増進課主任	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

## (1)国・県・市の対応状況

### 1) 国の対応状況（8月28日以降）

- ・8/28 第42回新型コロナウイルス感染症対策本部の開催  
⇒新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組等について
- ・9/4 第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会の開催  
⇒ワクチン接種、Go To Eat キャンペーン事業等について
- ・9/11 第9回新型コロナウイルス感染症対策分科会の開催  
⇒今後のイベント開催制限のあり方及びGo To トラベル事業等について

### 2) 県の対応状況（8月28日以降）

- ・8/28 赤磐市他在住の患者確認・公表（2名）
- ・9/3 岡山市在住の患者確認・公表（1名）
- ・9/14 第27回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（書面開催）  
大阪府在住の患者確認・公表（1名）
- ・9/18 岡山市在住の患者確認・公表（1名）

#### 【県内で確認された新型コロナウイルス感染者】

令和2年9月23日現在

合計	入院中	宿泊療養施設 に入所中			
			うち重症者	自宅療養中	退院等
148	1	0	0	0	147

### 3) 市の対応状況（8月28日以降）

- ・8/28 新型コロナウイルス感染症予防講演会を「YouTube」で配信開始  
「第17回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催  
⇒感染症拡大防止、今後の各種事業の取組について協議

# 感染症拡大防止について【改定案】

令和2年9月25日  
津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。（適用日：令和2年10月1日）

## 【外出にむけてのお願い】

- ・新しい生活様式を実践する（手洗い、人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指消毒の徹底、人との距離の確保など）。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（C o c o a）の登録をする。
- ・接待を伴う飲食店やカラオケでは感染予防に注意する。
- ・観光については、感染防止策を講じたうえで楽しむ。
- ・感染が続いている地域への移動は、移動先の流行状況を確認して慎重に行動する。
- ・高齢者の方は、できるだけ人混みを避ける。また、スーパー・マーケットなどは混雑しない時間に利用する。
- ・高齢者と接する機会のある方は、県外への移動や夜の繁華街などの行動は、特に慎重に行う。

## 【イベントなど自粛するもの】（3つの密に該当するもの）

- ・多数の人と1メートル以上距離がとれない場所で会話するなど、密に接するもの
- ・天井の低い会議室等閉鎖空間で多数の人が密集して、長時間過ごすもの
- ・全国規模のもの、または流行地域などからの参加が見込まれるもの
- ・流行地域において実施するもの

2 イベント等を開催する場合、次の事項にご留意ください。

【イベント等開催時に必要な感染防止策等】

- (1) 感染防止の徹底を周知する（手洗いや人混みでのマスク着用など咳エチケットの徹底、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒）。
- (2) 屋内で実施する場合は、感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。
  - ・こまめに換気を行う（1時間に2回程度）。
  - ・人を密集させない環境を確保する（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする）。
  - ・人との距離が近い対面での会話などが一定時間以上続かないよう工夫する（お互いの距離を1メートル以上あける）。
  - ・お互いの距離が取れない場合は、パーティション等の活用も検討する。
- (3) 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインを参考にする。
- (4) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）には参加の自粛を要請する（参加者やスタッフの健康管理を徹底する）。
- (5) 感染者が発生した場合に備えて、参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などにより連絡先を把握する。
- (6) イベント等の開催にあたっては、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に示された開催制限等に基づいた対応とする。但し、県が収容人数を制限している間は、県に準ずる。
- (7) 地域のお祭りや行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行う。

※ なお、この内容は今後の状況をふまえ、変更する場合があります。

## 特別定額給付金給付状況について

- 1 給付対象世帯数 45, 474世帯  
給付対象者数 100, 164人
- 2 給付世帯数 45, 364世帯 (99.8%)  
給付者数 99, 961人 (99.8%)  
給付額 99億9, 610万円  
うち、オンライン申請分 794世帯 1, 994人 1億9, 940万円

※申請受付後死亡により相続人への給付手続き中1名。

## 新生児特別定額給付金について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において生活支援策として実施した特別定額給付金事業の対象とならなかった新生児に対して市独自で給付を行うもの。

### ○対 象

令和2年4月28日（特別定額給付金の基準日の翌日）から令和3年4月1日までの間に生まれ、津山市に住民登録された新生児の保護者

※ただし、新生児と保護者の住所が、令和2年4月27日（特別定額給付金の基準日）から申請時まで継続して津山市にある方に限る。

### ○給付額 新生児一人あたり 10万円

### ○申請手続き

- (1) 出生届の提出確認後、対象者に申請書を郵送
- (2) 申請書に必要事項を記入して、返信用封筒で返送
- (3) 審査後、指定口座に振込

## (4) 報告事項

令和2年9月25日  
産業文化部

### 商工観光関係の取組について

#### 1. 新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口

令和2年3月9日の開設以降、累計相談件数は226件（9／23現在）

#### 2. セーフティネット保証の申請件数

令和2年3月以降の申請件数は累計で811件（9／23現在）

#### 3. 小規模事業者緊急支援金の申請件数

令和2年5月開始以降の申請件数は2,685件（9／23現在）

9月30日が申請期限。

#### 4. 地域商品券について

津山商工会議所「石垣」は、9月15日使用開始、12月31日終了

作州津山商工会「スマイル」は、9月23日使用開始、12月31日終了

#### 5. 飲食店利用促進支援事業について

パンフレット（広報津山10月号に折込）に付随の往復ハガキを使用しての申込受付開始。申込期限は10月16日。使用期間は11月10日から2月21日まで。使用場所は、市内飲食店、タクシー、運転代行。パンフレットは本庁1階、各支所、東庁舎等で配布中。

#### 6. 緊急雇用創出事業について

地域経済や雇用環境が依然として厳しい局面にある状況に鑑み、事業実施期間を11月末まで延長中。採用人数302人（9／23現在）

#### 7. 公共交通等運行継続助成金について

10月1日から、市内に本社、営業所を置く、路線バス、貸切バス、タクシー事業者を対象とした助成金事業の受付を開始。1社あたり上限100万円（基礎額+台数配分額）。

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部  
令和2年9月14日

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に  
係る県民の皆様への協力のお願い

県内では、7月以降昨日までに、120例の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認されるなど、感染拡大への警戒が必要な状況は続いており、県民の皆様には、引き続き「3つの密」を避ける取組、全国規模のイベントの開催自粛、適切な感染防止策の実施などに取り組んでいただく必要があります。

このため、皆様には、令和2年9月19日から令和2年9月30日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・手洗いの徹底や人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録をお願いします。

(2) 宴会・飲み会などの留意事項

- ・全国的に飲食店等での感染拡大事例が続いていることから、以下のこととに注意してください。
  - ①なるべく少人数にしましょう。
  - ②人との距離を保つか、並んで座るようにしましょう。
  - ③大声を出さないようにしましょう。
  - ④お酒は控えめにしましょう。
  - ⑤接待を伴う飲食店やカラオケでは、特に注意しましょう。

(3) ご高齢の方とそのご家族などへのお願い

- ・ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動しましょう。スーパー・マーケットなどは、混雑しない時間に利用しましょう。

- ・ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、県外への移動や夜の繁華街などの行動は、特に慎重にお願いします。

#### (4) 県外への移動及び観光についてのお願い

- ・観光は、県内や近隣県から楽しみましょう。
- ・感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、夜の繁華街などでは、特に慎重に行動してください。

#### (5) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことのお願い

- ・不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やそのご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

### 2 事業者の皆様へのお願い（別紙）

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・特に、接待を伴う飲食店については、ガイドラインを遵守するよう強くお願いします。
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・食料品や生活必需品を販売するスーパーマーケット等の店舗においては、高齢者と若い世代の接触を避けるため、可能な限り、高齢者優先時間帯を設定していただくなどの取組をお願いします。
- ・利用者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

### 3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・イベント等の開催に当たっては、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくようお願いします。
- ・全国規模のイベント等については、開催を自粛するようお願いします。
- ・原則として、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とするよ

うお願いします。

- ・収容定員に対する参加人数の割合が半分程度を超えて開催する場合は、県に事前相談いただくようお願いします。なお、参加人数が1,000人を超えるようなイベント等についても、引き続き、県に事前相談をするようお願いします。
- ・地域のお祭りや行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催するようお願いします。
- ・開催に当たっては、参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

(別紙)

## 「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的な内容

### ○ すべての施設に求める感染防止策

#### (基本的な対策)

- ・入場者の整理（入場前の間隔（1m、できれば2mを目安に）確保）
- ・入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・有症状者の入場禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・施設の消毒（共用部分（エレベータのボタン、手すりなど）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒）
- ・施設内の換気（概ね30分ごとの窓の開閉など）
- ・利用者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などによる利用者の連絡先の把握

#### (「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・利用者の間隔（1m、できれば2mを目安に）の確保又は従事者と利用者の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・混雑時の入場制限
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な対応

### ○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や従事者）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

### ○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、スーパーマーケット等の店舗に求める対策

- ・食料品や生活必需品を販売するスーパーマーケット等の店舗において、高齢者と若い世代の接触を避けるため、できる限り高齢者優先時間帯を設定

(参考)

令和2（2020）年9月14日

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方

### 1 自粛するもの

- (1) 下記のア及びイに該当するもの
  - (密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの)
    - ア) 多数の人と1m以内の距離で会話するなど密に接するもの
    - イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間（換気が不十分な密閉空間）で長時間過ごすもの
  - (2) 全国規模のもの又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの
  - (3) 流行地（新規感染者が急増している地域）において実施するもの

### 2 原則として自粛を検討するもの

- ・ 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの

### 3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・ 収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とすること
- ・ 開催に当たっては、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底すること
- ・ 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること
- ・ 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるものや医療・福祉関係者等が集まるものについては、感染防止策を徹底すること
- ・ 地域での行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催すること
- ・ 参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うこと

※ この方針については、9月末までのイベント等を想定しており、地域の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

事務連絡  
令和2年9月11日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

### 11月末までの催物の開催制限等について

令和2年8月24日付け事務連絡により通知したとおり、9月1日以降の催物開催について、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

#### 記

##### 1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日から実施する。

なお、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

###### (1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

###### ① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- 別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- て」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする
- ・ 別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とすること。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア) 及びイ) における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

## ② 収容率の目安

### ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ) のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙3及び別紙4）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとする。

#### イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、イ) の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもある。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和2年8月24日付け事務連絡1. に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、1) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分な人ととの間隔（1m）を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとする。

## （2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人ととの間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人ととの間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

## （3）人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）（人数上限に係る部分を除く。）に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

## 2. 催物の開催に関する留意事項

### (1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

#### 【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウィルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人との触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

### 【飛沫感染】

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

### 【マイクロ飛沫感染】

- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定すること。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定すること。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

### （2）都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 松田・植田・磯・井上・寺井

直通 03（6257）3085

# 当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と自安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
  - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**とする。
  - ② 人数上限については、5,000人を超える、**収容人数の50%までを可とする。**
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**9月19日より施行する。**
- 地域の感染状況等により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期	収容率	人数上限
現在	<b>屋内 50%以内</b>	<b>5,000人</b>
当面11月末まで	<b>屋外 十分な間隔（*できれば2m）</b>	<b>5,000人</b>

イベントの類型	時期	収容率		想定されるもの	人数上限
		大声での歓声・声援等がしないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等ができることを前提とするもの		
	当面11月末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート、</li> <li>・スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント</li> </ul> <p>→詳細は次頁参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシック音楽コンサート、</li> <li>・演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%</li> <li>②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人</li> </ul>	<p><b>50%（※）以内</b></p> <p>（席がない場合は適切な間隔）</p> <p>（席がない場合は十分な間隔）</p>

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

# 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とした例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提とした例		大声での歓声・声援等が想定されるものの例	
想定されるものの例		想定されるものの例	
音楽	音楽	音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、樂劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等	ロックコンサート	音楽
演劇等	スポーツイベント	公演競技	公演
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等	競馬、競輪、競艇、オートレース	キャラクターショー、親子会公演等
舞踊	伝統芸能	芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
芸能・演芸	公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
展示会	展示会	展示会	展示会
各種展示会、商談会、各種ショーアップ	各種展示会、商談会、各種ショーアップ	映画館、美術館、博物館、動物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	映画館、美術館、博物館、動物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

(注) 上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については、業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とした例」として取り扱わない。

## 【別紙3】 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

### 【別紙3】

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人數上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

### イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）  
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）  
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）  
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接觸確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウソード促進等の具体的な措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）  
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）  
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）  
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気  
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止  
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ 演者・観客間の接觸・飛沫感染リスクの排除  
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接觸しないよう確実な措置を講じるとともに、接觸が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）  
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等におけるクラスターの発生があつた場合、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握する**とともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

## 感染防止のチェックリスト

### (1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

- ① マスク着用の担保
  - ・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの
    - \*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
- ② 大声を出さないことの担保
  - ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
    - \*隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
    - \*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

### (2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
  - ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
- ④ 手洗
  - ・こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
  - ・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
  - ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
  - ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ⑧ 飲食の制限
  - ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
  - ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ⑨ 参加者の制限
  - ・入場時の検温、入場を断つた際の扱い戻し措置
- ⑩ 参加者の把握
  - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
  - ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
- ⑪ 催物前後の行動管理
  - ・イベント前後の感染防止の注意喚起

### (3) イベント開催の共通の前提

- ⑪ 入退場やエリア内の行動管理
    - ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
      - \*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
  - ⑫ 地域の感染状況に応じた対応
    - ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
    - ・地域の感染状況の変化があつた場合は柔軟に対応
- (※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

## コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

### 【別紙5】

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。
- 基本的な感染防止策が「徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提」として、各都道府県は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの懸念等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等	
イベントの性質	想定されるイベント及び収容率
・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） ・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）	<p><b>【100%以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等</li> </ul> <p><b>【当面11月末まで50%（※）以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</li> </ul>
<b>100%開催の具体的要件</b>	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。</li> <li>② これまでの開催実績を踏まえ、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われるもの。</li> <li>③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。</li> </ol>

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

## 展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

### 【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とするこれを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人の間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催の方針を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防がガイドライン改定を呼びかける。

展示会、地域の行事等		全国的・広域的なお祭り・野外フェス等	
イベントの性質	想定されるイベント（例）	開催要件	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能</li> <li>・ 参加者が自由に移動できる</li> <li>・ 名簿等で参加者の把握が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会（人数等を管理できるイベント）</li> <li>・ 地域の行事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難</li> <li>・ 参加者が自由に移動できる</li> <li>・ 名簿等で参加者を把握困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人ととの間隔（1m）を要することとする。</li> <li>・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当分の間、十分な人ととの間隔（1m）を要する。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。</li> </ul>

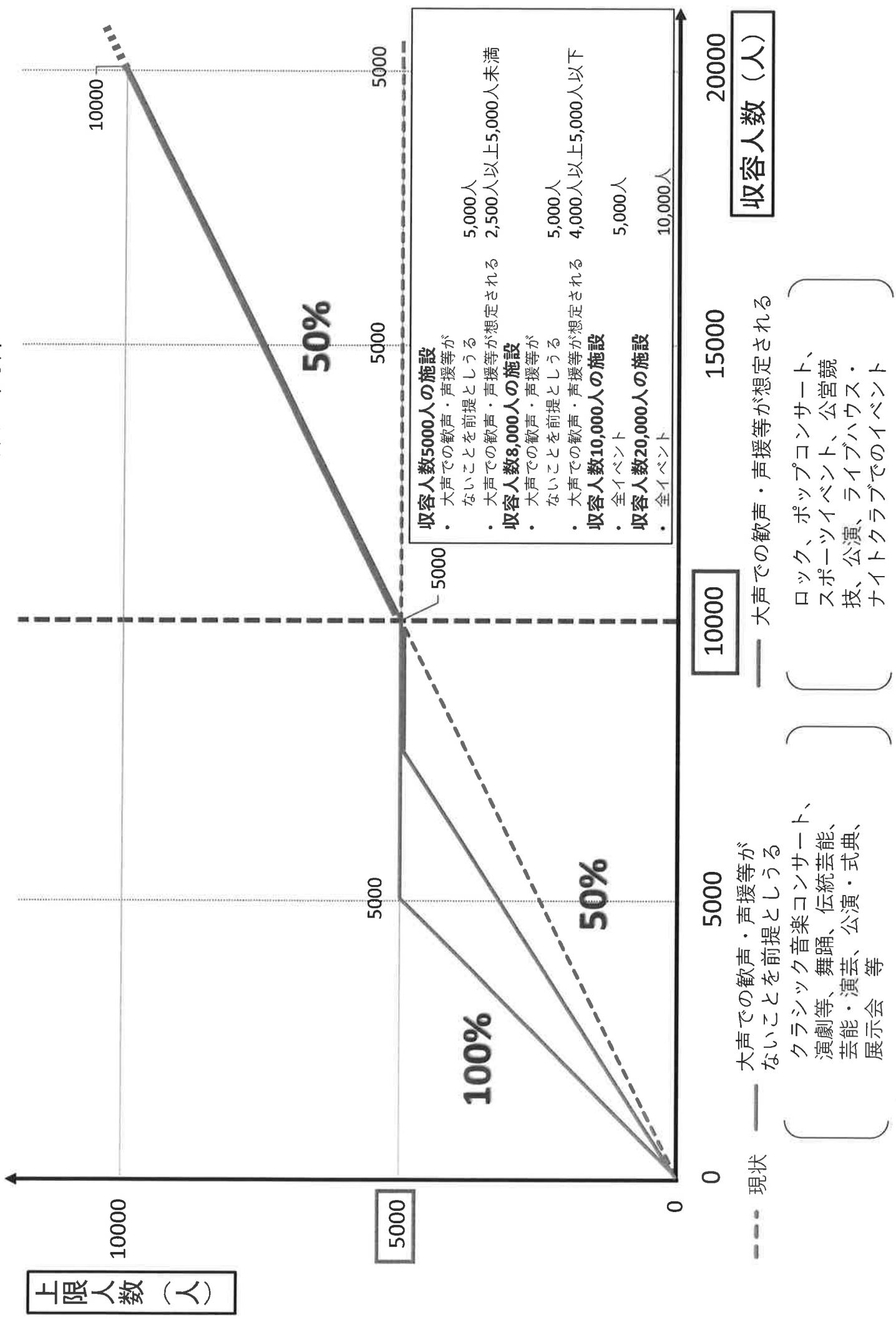
## イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、感染状況に応じた対応が可能になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。**また、12月以降の方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すこととも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難ないイベント等**については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

留意事項	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50%	②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人	慎重な判断
人数上限			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。</li> <li>・ 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、都道府県の遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。</li> <li>・ 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により隨時見直し。</li> </ul>

【別紙8】

イベント類型と収容率・上限人数の関係



# 屋内イベントの開催の方針に関する検討会とりまとめのポイント

【別紙9】

## 基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクを考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**ガイドラインと主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質(①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模(人数、全国的・地域的)等)に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合は、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気がある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やグラスターが発生した場合は、必要に応じて開催の方針を見直し。

## 感染リスク

### 接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場(トイレ・ロビー)等の混雑では、感染リスク増加

### 感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人との**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

### 飛沫感染

- ※  $5\mu\text{m}$ 以上の粒子
- ・感染者の飛沫( $5\mu\text{m}$ 以上)の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ  
感染リスク増加

- ・マスク着用(飛沫の飛散は相当程度抑制可能)
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を**2m**確保
- ・劇場・ホール内の食事は長時間マスクを外すことなどが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自肃**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

### マイクロ飛沫感染

- ・大声を伴うイベントでは**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は**1席**(立席の場合1m)空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けたため**換気を強化**

### (留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底(検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し等)
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築(座席固定、名簿管理の徹底、接觸確認アプリ(COCOA)導入等)
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。



## 令和2年度 インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

津山市では、インフルエンザ予防接種費用の助成を行っています。令和2年度のインフルエンザ予防接種については、新型コロナウイルス感染症への対策も含め、対象者や助成額について拡大をしていますので、この機会を利用しての接種を、ぜひご検討ください。

インフルエンザにかかりにくくなったり、かかっても症状の重症化を抑える目的で行なう予防接種です。  
インフルエンザワクチンとは ➔ インフルエンザワクチンに含まれるウイルスの株は、インフルエンザの流行状況を考え、毎年決定されています。ワクチン接種後、2週間頃から約5ヵ月間効果があります。流行する前に受けておきましょう。



### [接種期間] 令和2年10月1日～令和3年1月31日

対象者	接種間隔と助成回数	自己負担額・助成額	接種場所	持参物
6ヶ月～ 高校3年生相当 の方	<p><u>6ヶ月～13歳未満の方</u> 2～4週間の間隔をあけて 2回接種。 1回目、2回目とも助成されます。(助成期間中に13歳になった方は、2回目の助成も受けられます)</p> <p><u>13歳以上の方</u> 1回接種。1回助成対象となります。</p>	<p><b>1回につき2,000円の助成</b> (医療機関の接種料金から 2,000円を引いた額が自己負担となります)</p>	津山市内の協力医療機関 ※ご予約のうえ受診してください(裏面参照)	①親子(母子)健康手帳 ②住所、年齢の確認のため、子ども医療費受給資格者証、健康保険証をご持参ください。
今年度19歳となる方～64歳の方	1回接種。1回助成対象となります。	<b>1,000円の助成</b> (医療機関の接種料金から 1,000円を引いた額が自己負担となります)	津山市内の協力医療機関 ※ご予約のうえ受診してください(裏面参照)	住所、年齢の確認のため、健康保険証等をご持参ください。
高齢者 インフルエンザ 予防接種  65歳以上の方 (定期接種)	1回接種。	<p><b>1,000円(自己負担)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県市民税非課税世帯の方、生活保護受給者は無料(無料券が必要)</li> <li>○無料券の手続き 必ず接種する前に健康増進課、各支所又は出張所で無料券の交付を受け、接種する医療機関に持参してください。申請には印鑑が必要です。代理の方が申請される場合は、申請者、代理人両方の印鑑が必要です。</li> </ul>	裏面の協力医療機関又は県内の相互乗り入れに参加している医療機関 ※ご予約のうえ受診してください	住所、年齢の確認のため、健康保険証等をご持参ください。

※満60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人(身体障害者手帳1級相当)は、「高齢者インフルエンザ予防接種」の対象になる場合があります。(接種対象になるか否かは、医師にご相談ください。)

#### 予防接種を受ける前の注意

- ★予診票は予防接種の安全性の確保を目的としています。卵アレルギーの有無など責任をもって正しく記入しましょう。
- ★下記の方は、予防接種を受けることができません。
  - 37.5°C以上の発熱がある方
  - 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
  - インフルエンザの予防接種で2日以内に発熱又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった方
  - インフルエンザワクチンや卵等でアナフィラキシーショックをおこしたことがある方
  - その他、医師が不適当だと判断した方
- ★慢性の病気で治療中の方、薬を飲んでいる方などは、医師とよく相談してください。

#### 接種後の注意

- ★接種のあと、まれに副反応が起こることがあります。接種後30分以内は健康状態の変化に注意してください。注射の跡が腫れたり、軽い発熱、頭痛、全身のだるさなどが見られることがあります。通常2～3日うちに治ります。
- ★予防接種当日の入浴は差し支えありません。
- ★過激な運動は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、接種後24時間は避けてください。
- ★接種した部位が、痛みや熱をもってひどく腫れたり、嘔吐を繰り返したり、全身のじんましん、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師の診療を受けてください。

## 【感染予防】

インフルエンザはくしゃみや咳からの飛沫(しぶき)を吸ったり、手指を介して鼻や口の粘膜に付着し感染します。感染を防止するためにみんなで予防を心がけましょう。

- 外出後の手洗いとうがいが大事です。また、アルコールによる消毒も効果的です。マスクでしっかり防衛しましょう。
- 人ごみを避けて、十分な栄養と睡眠で体調管理をしましょう。



## 令和2年度インフルエンザ予防接種 医療機関(必ず予約をして行ってください)

青木クリニック	赤堀病院	石井医院	石川病院	いちば医院
戸川町 ☎ 22-3087 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	柿高下 ☎ 24-1212 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	沼 ☎ 24-5333 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	川崎 ☎ 26-2188 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	二宮 ☎ 28-8300 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
井戸内科クリニック	薄元医院	おおうみクリニック	大桑医院	大谷病院
山下 ☎ 22-2101 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	山北 ☎ 22-2465 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	河辺 ☎ 21-0033 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	川崎 ☎ 26-1349 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	田町 ☎ 22-9381 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
岡外科胃腸肛門科	小畠醫院	影山医院	かたやま小児科クリニック	神尾内科医院
河辺 ☎ 26-0110 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ★ ○	大田 ☎ 27-2111 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	上村 ☎ 29-1511 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	山北 ☎ 24-1310 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	河辺 ☎ 26-1048 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
河原外科	河原内科松尾小児科クリニック	かんざき医院	かんだ小児科医院	衣笠内科医院
柿高下 ☎ 22-3211 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	二宮 ☎ 28-0519 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	山方 ☎ 27-1311 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	勝間田町 ☎ 24-1222 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	柿高下 ☎ 22-7811 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○
くめ診療所	坂本クリニック	倭文診療所	勝北診療所	勝北すこやかクリニック
宮尾 ☎ 57-7300 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	高野本郷 ☎ 21-1066 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	里公文 ☎ 57-3028 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	杉宮 ☎ 29-2324 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	坂上 ☎ 29-7701 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
田口医院	多胡クリニック	只友医院	近光整形外科診療所	辻医院
押測 ☎ 23-8619 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	草加部 ☎ 29-7111 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	加茂町塔中 ☎ 42-2043 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	柿高下 ☎ 23-5555 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	小原 ☎ 23-2567 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
角田医院	津山内田整形外科	津山クリニック	津山第一病院	津山中央記念病院
田町 ☎ 23-0262 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	津山口 ☎ 22-5552 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	東一宮 ☎ 35-2346 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	中島 ☎ 28-2211 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	二階町 ☎ 22-6111 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
津山中央クリニック	津山中央病院	津山東クリニック	津山ファミリークリニック	ながえ医院
二階町 ☎ 22-6113 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	川崎 ☎ 21-8111 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	川崎 ☎ 26-1138 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	高野本郷 ☎ 26-2221 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	沼 ☎ 24-8810 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○
中尾内科クリニック	中島病院	中西クリニック	西医院	西下内科医院
沼 ☎ 24-4488 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	田町 ☎ 22-8251 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	東一宮 ☎ 27-7200 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	高野本郷 ☎ 26-5522 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	小原 ☎ 24-1511 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
西下病院サンクリニック	日本原病院	ぬかだ健康クリニック	布上内科医院	はせがわ耳鼻咽喉科クリニック
田町 ☎ 22-5103 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	日本原 ☎ 36-3311 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	山北 ☎ 23-6331 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	河辺 ☎ 26-1405 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	高野本郷 ☎ 35-3387 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
はなこどもクリニック	林小児科	ひらいクリニック	平福診療所	平山クリニック
東一宮 ☎ 27-7277 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	山下 ☎ 22-1256 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	加茂町中原 ☎ 42-3131 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	平福 ☎ 28-3858 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	東一宮 ☎ 27-7111 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○
福田産婦人科	藤田耳鼻咽喉科医院	本位田診療所	本渡記念循環器クリニック	またの内科循環器科クリニック
田町 ☎ 23-1177 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	小原 ☎ 22-9497 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	新野東 ☎ 36-5613 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	小原 ☎ 22-8715 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	新規人町 ☎ 22-4758 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
万袋医院	水田皮膚科泌尿器科	神谷内科医院	三村医院	安田医院
加茂町中原 ☎ 42-3025 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	南新座 ☎ 23-2108 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ★ ○ ○ ○	南新座 ☎ 25-2177 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	北園町 ☎ 23-5225 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	上河原 ☎ 23-5537 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○
弓狩クリニック	わたなべ内科医院	○印が実施医療機関です。★印については接種できる年齢等に条件がありますので事前に電話でご確認ください。		
南新座 ☎ 24-2035 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○	二宮 ☎ 28-5001 ～中学生 高校生 19～64歳 65歳～ ○ ○ ○ ○			

※6ヶ月から64歳の方については、上記の医療機関のみでの接種となります。津山市外の医療機関で接種された場合は、接種費用助成の対象になりませんのでご注意ください。

## 【予防接種による健康被害】

6ヶ月から64歳の方については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法又は全国市長会予防接種事故賠償制度の規定により必要な措置を受けることができます。高齢者インフルエンザ予防接種(定期接種)をされた方は、厚生労働省が因果関係を認定した場合は、予防接種健康被害救済制度の対象となります。

お問い合わせ先：津山市健康増進課(津山すこやか・こどもセンター) ☎ 32-2069